

令和7年7月11日

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会規約 新旧対照表(案)

令和7年7月11日

新	旧	備考欄
<p>(設置)</p> <p>第1条 国立がん研究センターは、がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針(令和4年8月1日健発0801第16号)に基づき、<u>都道府県がん診療連携拠点病院の機能強化や全てのがん診療連携拠点病院間の連携強化について協議するため、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会(以下「国協議会」という。)を設置する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 都道府県がん診療連携拠点病院(がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針により厚生労働大臣が指定するものをいう。以下、同じ。)の機能強化や全てのがん診療連携拠点病院間の連携強化について協議するため、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p>	<p>主体を明記</p>
<p>(組織)</p> <p>第2条 国協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 都道府県がん診療連携拠点病院 施設長、<u>またはそれに準ずる者</u></p> <p>(2) 国立がん研究センター 理事長</p> <p>(3) 国立がん研究センター 中央病院長</p> <p>(4) 国立がん研究センター 東病院長</p> <p>(5) 国立がん研究センター <u>がん対策研究所長</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 都道府県がん診療連携拠点病院 施設長</p> <p>(2) 国立がん研究センター 理事長</p> <p>(3) 国立がん研究センター 中央病院長</p> <p>(4) 国立がん研究センター 東病院長</p>	<p>「施設長に準ずる者」 「がん対策研究所長」 を追記</p>
<p>(協議会事項)</p> <p>第3条 国協議会は次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる事項の情報収集、共有、評価、広報に関すること</p> <p>① <u>各都道府県における都道府県拠点病院を中心とした医療の質の改善の取組及びその実績に関すること</u></p> <p>② <u>全国の拠点病院等(地域がん診療連携拠点病院、都道府県がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院(各類型の特例型を含む)) (以下「拠点病院等」という。)の診療機能や診療体制、診療実績、地域連携に関する実績や活動状況に関すること</u></p> <p>③ <u>全国の希少がんに対する診療、連携体制及び診療実績に関すること</u></p> <p>④ <u>全国の臨床試験の実施状況を含む研究の実施体制に関すること</u></p> <p>⑤ <u>全国のAYA世代のがんに対する診療体制及び診療実績</u></p> <p>⑥ <u>全国で役割分担すべき治療法の実施体制</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p>	<p>(協議会事項)</p> <p>第3条 協議会は次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる事項の情報収集、共有、評価、広報に関すること</p> <p>① 各都道府県における都道府県拠点病院を中心とした <u>PDCA サイクルの確保と実績に関すること</u></p> <p>② <u>全国のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の診療機能や診療体制、診療実績、地域連携に関する実績や活動状況に関すること</u></p> <p>③ <u>全国の希少がんに対する診療体制及び診療実績に関すること</u></p> <p>④ <u>全国の臨床試験の実施状況に関すること</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p>	<p>整備指針に 合わせて文言を修正・ 統一</p>

<p>(議長) 第4条 <u>国協議会</u>に議長を置き、国立がん研究センターの理事長をもって充てる。 2 (略)</p>	<p>(議長) 第4条 <u>協議会</u>に議長を置き、国立がん研究センターの理事長をもって充てる。 2 (略)</p>	<p>文言統一</p>
<p>(議事) 第5条 <u>国協議会</u>は、必要に応じて議長が召集する。 2 <u>国協議会</u>は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を<u>国協議会</u>に出席させることができる。 4 (略)</p>	<p>(議事) 第5条 <u>協議会</u>は、必要に応じて議長が召集する。 2 <u>協議会</u>は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を<u>協議会</u>に出席させることができる。 4 (略)</p>	<p>文言統一</p>
<p>(意見の聴取) 第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を<u>国協議会</u>に出席させ、意見を聴くことができる。<u>その者には、国立がん研究センター諸謝金支出基準に基づき、謝金を支払うことができる。</u></p>	<p>(意見の聴取) 第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を<u>協議会</u>に出席させ、意見を聴くことができる。</p>	<p>謝金支払いができることを明記</p>
<p>(部会の設置) 第7条 <u>国協議会</u>は、諸課題を専門的に検討するため、部会を置くことができる。 2 (略)</p>	<p>(部会の設置) 第7条 <u>協議会</u>は、諸課題を専門的に検討するため、部会を置くことができる。 2 (略)</p>	<p>文言統一</p>
<p>(事務局) 第8条 <u>国協議会の事務を処理するため、国立がん研究センターがん対策研究所がん医療支援部に事務局を設置する。</u> <u>2 事務局に事務局長を置き、国立がん研究センターがん対策研究所がん医療支援部長をもって充てる。</u></p>	<p>(庶務) 第8条 <u>協議会の庶務は、国立がん研究センターがん対策研究所において処理する。</u></p>	<p>事務局について明記</p>
<p>(規約の改定) 第9条 規約の改定は、<u>国協議会</u>において議決を経て承認を得る。</p>	<p>(規約の改定) 第9条 規約の改定は、<u>協議会</u>において議決を経て承認を得る。</p>	<p>文言統一</p>
<p>(雑則) 第10条 この規約に定めるもののほか、<u>国協議会</u>の運営に関し必要な事項は議長が別に定める。</p>	<p>(雑則) 第10条 この規約に定めるもののほか、<u>協議会</u>の運営に関し必要な事項は議長が別に定める。</p>	<p>文言統一</p>
<p>附則 1 (略)</p>	<p>附則 1 (略)</p>	

<p>2 第5条の規定にかかわらず、本規約施行後における初回<u>国協議会</u>のみ 国立がん<u>研究</u>センター理事長が召集する。</p> <p>3~6 (略)</p> <p>7 <u>令和7年7月11日一部改正。</u></p>	<p>2 第5条の規定にかかわらず、本規約施行後における初回<u>協議会</u>のみ国 立がんセンター理事長が召集する。</p> <p>3~6 (略)</p>	
--	---	--